

被害者支援都民センターの支援



公益社団法人 被害者支援都民センター
犯罪被害相談員・臨床心理士 佐藤 真奈美

【スライド 1】

公益社団法人被害者支援都民センターとは？

■目的

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族への支援活動、広報啓発により被害の軽減、回復に資する

■主たる支援対象

殺人、強盗、暴行傷害、交通犯罪、性犯罪等による**被害者・遺族・家族**

■支援体制

犯罪被害相談員、直接支援員、臨床心理士（約20名）

■業務内容

電話・面接相談、付添等の直接的支援、自助グループ支援、広報啓発、調査研究

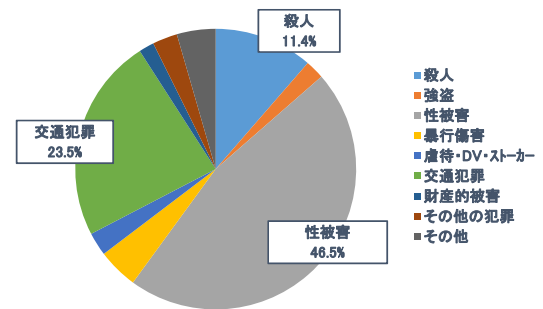
【スライド 2】

被害者支援都民センターの歩み

- 1991年 『犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム』開催
- 1992年 東京医科歯科大学内に「犯罪被害者相談室」開設
- 2000年 「犯罪被害者相談室」を「被害者支援都民センター」に改組し、設立
- 2002年 東京都公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」指定
- 2008年 東京都との協働事業開始「総合相談窓口」

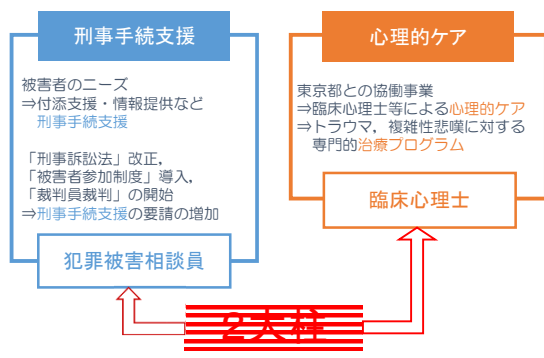
【スライド 3】

平成28年度罪種別受理件数 計6,220件



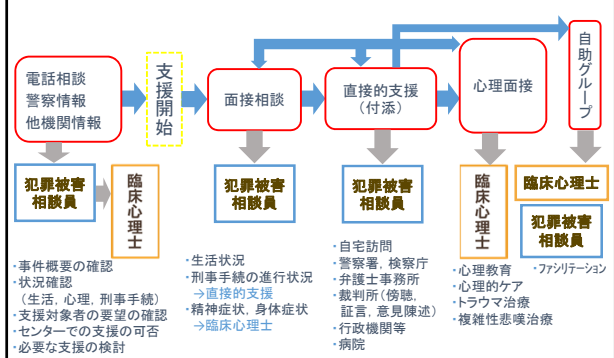
【スライド 4】

被害者支援都民センターの支援の特徴



【スライド 5】

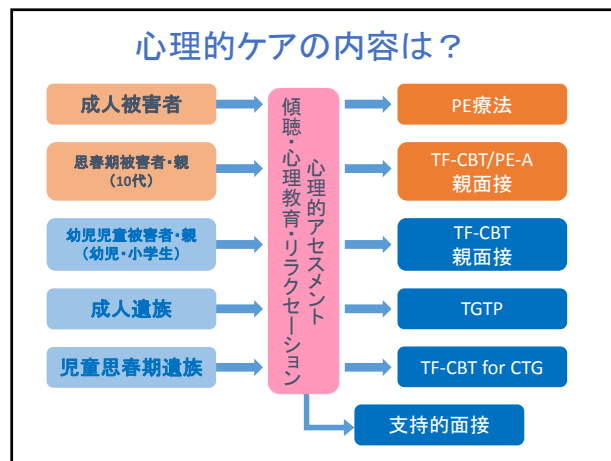
被害者支援都民センターの支援の流れ



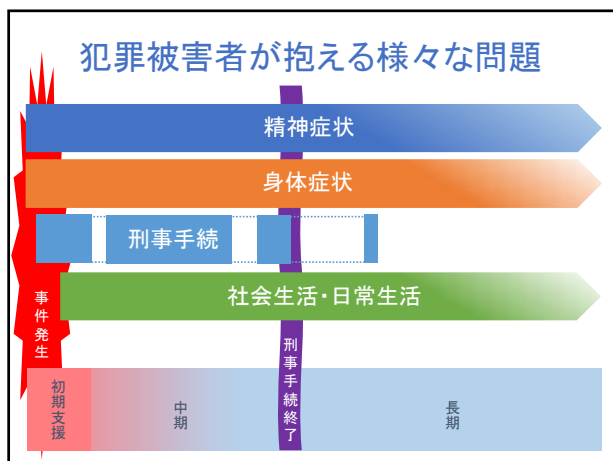
【スライド 6】



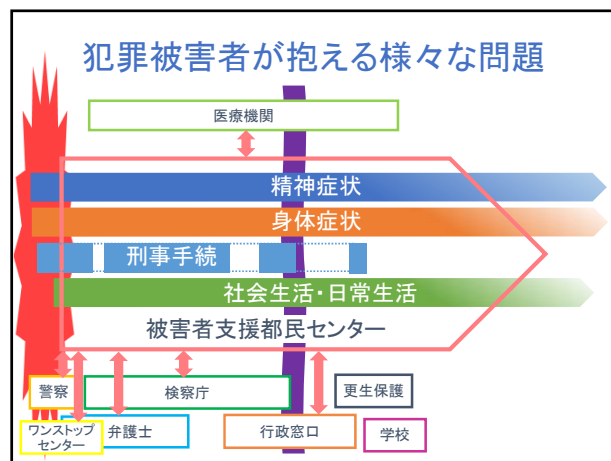
【スライド 7】



【スライド 8】



【スライド 9】



【スライド10】

2017年12月1日(金)

犯罪被害者週間中央イベント

「横浜市における犯罪被害者等支援事業と連携支援体制の整備促進に向けた取り組み」



横浜市市民局人権課
専任職(社会福祉業務担当)
臨床心理士・精神保健福祉士
木本 克己

【スライド1】

被害後に被害者等が経験する変化や大変さ

(おもに)

1. 心身の不調 → 医療機関または臨床心理士等が対応
2. 周囲の人の言動による傷つき → (予防策として) 啓発活動
3. 加害者からのさらなる被害
4. 捜査・裁判に伴うさまざまな負担 → 警察支援室、弁護士等が対応

5. 生活上の問題
仕事や学校等の困難、経済的な問題、不本意な転居等や住居の問題、家族関係の変化 などなど

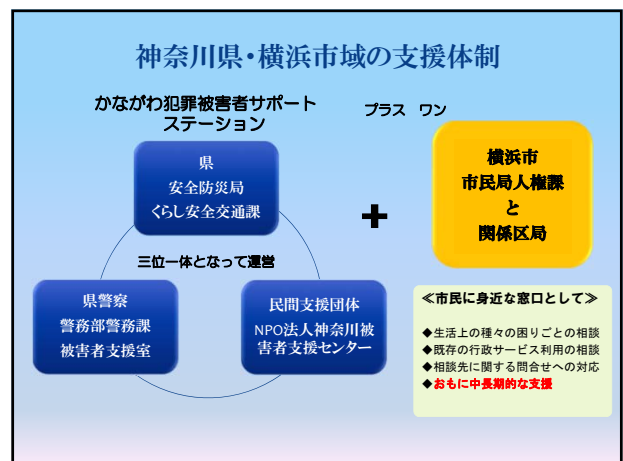
おもに市町村等の基礎自治体が対応できる分野

【スライド2】

被害者等支援における自治体の位置づけ

- * 第1次犯罪被害者等基本計画（H17.12閣議決定）
→ 都道府県における総合的窓口の設置を要請
- * 第2次犯罪被害者等基本計画（H23.3閣議決定）
→ 市町村における総合的窓口の設置を要請
- * 第3次犯罪被害者等基本計画（H28.4閣議決定）
→ 犯罪被害者等の**生活支援**を効果的に行うため、犯罪被害者等支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士及び臨床心理士等の**専門職の活用**

【スライド3】



【スライド4】

横浜市犯罪被害者等相談支援事業

横浜市犯罪被害者相談室（市民局人権課）H24.6～
横浜市犯罪被害者等支援事業実施要綱を制定
相談員2名(社会福祉職)を配置

＜横浜市犯罪被害者等支援事業の4本柱＞

- 個別相談支援の実施
- 市職員等への研修の実施
- 市民等への啓発事業
- 被害者支援体制整備のための取組

【スライド5】

個別相談支援

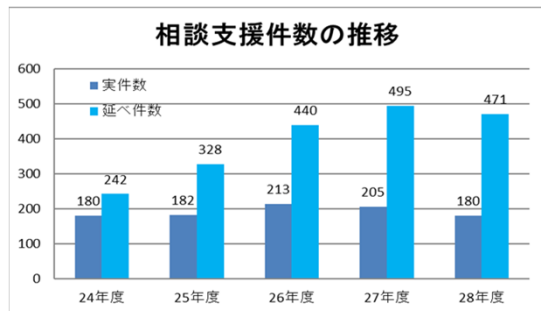
対象：横浜市内在住、在学、在勤
犯罪被害者とその家族等

相談の形態：電話、面接、**訪問**等 ※28年度から FAX、e-mail による相談も開始

支援の内容：傾聴、情報提供、連絡調整、助言、同行、諸手続きの補助 等
※臨床心理士によるカウンセリング等の支援も実施。

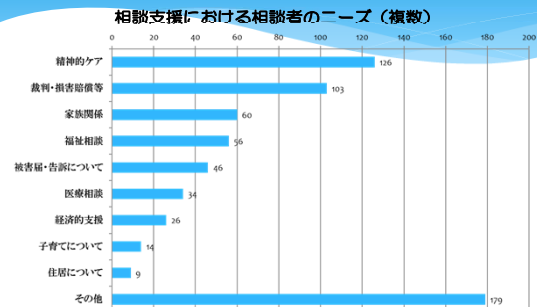
横浜市犯罪被害者相談室

【スライド6】



【スライド7】

平成28年度個別相談支援実績から



【スライド8】

市相談室開設後に感じた課題

- * 被害者等支援を行う他機関とのやり取りが少ない。
- * そもそも、他の機関の役割、性質をきちんと把握しているとは言えない。

➡ 連携支援を行う事例が増加しない…

- * じつは、他の機関でも同じような課題を抱えているのでは？
- * 被害者等支援機関は、生活支援のニーズをどの程度、把握できているのか？

➡ 市内関係機関を巻き込んだ支援体制整備へ！

【スライド9】

平成27年度 内閣府 支援体制の整備促進事業の取組

- 27年度の新規事業として内閣府支援体制整備事業を企画、開催

『平成27年度横浜市における犯罪被害者等支援体制の整備促進事業～途切れない支援のために関係機関の連携を「見える化」する事業～』

- ・市内の関係機関が一堂に会し、
- * 2回の**合同会議**（主に機関の長） ※第1回では研修を実施
- * 3回の**仮想事例検討会**による連携課題の抽出と振り返り（主に支援担当者）
- * 事業の前後でアンケートを実施し、効果検証を行う。

横浜市犯罪被害者相談室

【スライド10】

事業の実施体制

- * 事業の企画、構成等におけるスーパーバイザー
→ 帝京平成大学健康メディカル学部教授 大塚淳子氏
 - * 事業に参画し、助言を行う助言者
→ 被害者遺族、家族（2名）
 - * 事業の企画、実施における事務局
→ 横浜市市民局人権課
- ※共催者として27年度は内閣府、28・29年度は警察庁の各所管課

【スライド11】

参加協力機関

- * 神奈川県安全防災局 安全防災部くらし安全交通課
 - * 神奈川県警察警務部警務課被害者支援室
 - * 認定NPO 法人神奈川被害者支援センター
 - * 神奈川県弁護士会
 - * 横浜地方検察庁
 - * 横浜保護観察所
 - * 日本司法支援センター法テラス神奈川
 - * 横浜市男女共同参画推進協会
 - * 横浜市立大学附属市民総合医療センター
 - * 横浜市民病院
 - * 南区・青葉区・瀬谷区福祉保健センター（福祉保健課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課、生活支援課、保険年金課）
- かながわサポートステーション
司法関連機関
その他相談機関、医療機関

横浜市犯罪被害者相談室

【スライド12】



【スライド13】

27年度事業の成果

- * 各機関の役割、特性等の相互理解が進んだ。
- * 被害者等が支援の中心であるとの再認識。
- * 被害者等の「生活者」の側面に留意し、生活上のニーズ把握の大切さと、**ニーズが時間の経過により変化していくことを共通認識。**
- * 途切れない支援のためには多機関にまたがる**支援をコーディネートする役割が重要。**

➡ 連携の「見える化」をある程度達成

【スライド14】

事前・事後アンケート調査の結果から

- ・ 各機関の連携度合について(各機関の回答者平均を図示しています。)

＜事前・事後の比較について＞

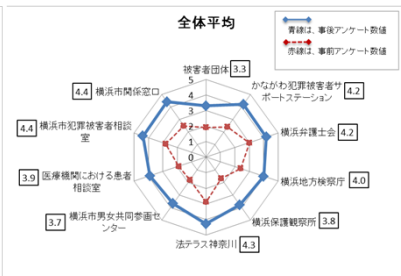
【事前アンケートの指標】
調査時点における連携の度合いについて

- ・1点...連携を行ったことがない
- ・2点...情報提供を行っている
- ・3点...被害者に協力をしている
- ・4点...支援についてのやり取りがある
- ・5点...積極的に連携を行っている

【事後アンケートの指標】

今後の連携の度合いについての考え

- ・1点...連携しないと思う
- ・2点...連携するかどうかまだわからない
- ・3点...連携する可能性はある
- ・4点...ニーズがあれば連携していきたい
- ・5点...積極的に連携を検討したい



【スライド15】

平成28年度 警察庁 支援体制の整備促進事業の取組

- 27年度の継続事業として警察庁支援体制整備事業を企画、開催

『平成28年度横浜市内における犯罪被害者等支援体制の整備促進事業～途切れない支援のための共通支援ツールの検討事業』

- ・市内の関係機関が一堂に会し、**※参加機関（27年度+市社協）**
- * 2回の**合同会議**(主に機関の長)
- * 3回の**グループ検討会**による「共通支援ツール」の検討(主に支援担当者)

➡ どの機関でも、被害者等の多様なニーズ(困りごと等)について一定程度の**アセスメント(確認、把握)**を可能にする「**共通支援ツール**」の開発を目指す

横浜市長官邸

【スライド16】

共通支援ツール作成のねらいとプロセス

【ねらい】

- * 市内関係機関が共通の**アセスメントツール**を持つことで、情報の共有が容易になり、理解が進み、**被害者等の負担減**につながる。
- * ツールが手元にあることで、**多様なニーズ**に注意が向く。

【プロセス】

- * 事務局がひな型を作成し、グループで検討。
- * 仮想事例を用いて、**使用のシミュレーション**を行う。
- * ニーズアセスメントだけでなく、**支援計画表**も作成。

【スライド17】

28年度事業の成果

- * 「**共通支援ツール**」が作成された。
- * ニーズアセスメントにおける専門性の独自の視点と、概観的な視点の両方が望ましい。
- * **犯罪被害者等の心情を十分に理解**したうえで各機関の役割、専門性の相互理解を踏まえた丁寧な引継ぎが重要。

【スライド18】

平成29年度 警察庁 犯罪被害者等施策の総合的推進事業の取組

●28年度の継続事業として警察庁総合的推進事業を企画、開催

『平成29年度横浜市における犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業～共通支援ツールを用いた途切れのない支援のための連携促進事業～』

- ・市内の関係機関が一堂に会し、
- ＊ツール活用のための「ガイドライン」を作成
- ＊2回の合同会議と3回のグループ検討会 ※構造はこれまでと同様

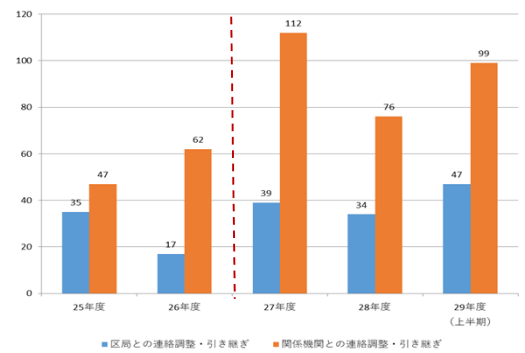


ツールの検証と多機関連携における情報の共有や課題を検討し、ツールの改訂と更なる連携支援促進を目指す

横浜市犯罪被害者相談室

【スライド19】

支援における区局及び関係機関との連携の推移



【スライド20】

まとめ

- ＊従来の各機関の縦割り、専門ごとの支援は、支援の途切れを生じさせることがあり、被害者等の生活支援の観点から、円滑な連携による途切れのない支援が求められていた。
- ＊基礎自治体の主な役割は、被害者等の日常生活への支援（従来の行政サービスの調整+α）と、中長期的な支援であるが、総合的かつ途切れのない支援の実現には関係機関との連携促進が必須。
- ＊連携の第一歩として、まず各機関と職種の専門性や特性を知り、理解を深めたうえで共通言語をどのように持てるのか、事例検討などの実務的な研鑽により得ていく。（顔の見える関係作り）
- ＊助言者としての当事者の存在は、検討内容をつねに支援の立脚点としての原点に戻してくれる効果がある。

【スライド21】